

キャッシュカード規定（法人用）

1. 法人用キャッシュカード（以下「カード」という。）のお申込

- (1)会津信用金庫（以下「当金庫」という。）に本人規定承認のうえカードの利用を申込み、当金庫が適当と認めた法人（以下「法人」という。）にカードを発行します。
- (2)カードの使用者は、当該法人の代表者とします。
- (3)使用者のカードによる一切の行為は法人の責任とします。
ただし、使用者がそのカードにより利用した代金および料金については、当該使用者が法人と連帯して責任を負うものとします。
- (4)カードの発行に当っては、当金庫所定の手数料をいただきます。

2. カードのご利用

カードは、次の取引に使用できます。

- (1)当金庫、当金庫と業務提携をした信用金庫（以下「提携金庫」という。）、ゆうちょ銀行およびローソン銀行の現金自動預金機、現金自動支払機、現金自動預金支払機（以下「自動機器」という。）利用した普通預金の預入れ、および払戻しならびに残高照会ができます。
- (2)当金庫設置の自動機器を利用して振込資金を預金口座から振替により払戻し、当金庫所定の方法で振込の依頼をすることができます。

3. 預金の預入れ

- (1)自動機器を使用して預入れるときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）現金を挿入し、自動機器の指示により操作してください。
- (2)自動機器による預入れは自動機器の機種により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の金額単位とし、1回の預入金額は利用する自動機器の機種により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の取扱範囲とします。

4. 預金の払戻し

- (1)自動機器を使用して払戻すときは、自動機器にカード（またはカードと通帳）を挿入し、届出の暗証番号と金額を指示により操作してください。なお、この場合、通帳および払戻請求書の必要ありません。
- (2)自動機器による払戻しは自動機器の種類により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の金額単位とし、1回の払戻金額はその自動機器の種類により当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行所定の取扱範囲内とします。また、1日の払戻合計金額は当金庫所定の金額の範囲内とします。
なお、この場合、払戻金額と後記14の手数料金額との合計額が預金残高を超えるときは払戻すことができません。

5. 自動機器による振込

自動機器を使用して振込資金を預金口座から振替により払戻、振込を依頼する場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提供は必要ありません。

6. 取扱明細票の交付等

(1)カードによるお取引の都度、その内容を記載した取扱明細票をお渡しします。

(2)カードによるお取引の通帳への記入は、当金庫本支店の自動機器および窓口または提携信用金庫の自動機器で行います。

なお、自動機器による預入金額と手数料金額または払戻金額と手数料金額はそれぞれ個別に通帳に記入します。

7. 機器の故障時等の取扱い

(1)停電、故障等により自動機器による預入れができないときは、窓口での営業時間に限り、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより預入れることができます。

なお、この場合、当金庫または提携金庫所定の入金票に日付、氏名、金額等を記入してカードとともに提出してください。

(2)停電、故障等により自動機器による払戻しができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が定めた金額を限度として、当金庫本支店または提携金庫の窓口でカードにより払戻すことができます。

なお、この場合、当金庫または提携金庫所定の払戻請求書に日付、法人名、代表者の資格・氏名、金額を記入のうえ、カードおよび届出の暗証番号とともに提出してください。また、この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

(3)停電、故障等により自動機器による振込依頼ができないときは、窓口での営業時間に限り、前項(2)による払戻後に振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

(4)当金庫、提携金庫および郵便局の自動機器が停電、故障等の場合は取扱を一時停止することがあります。

8. カード・暗証番号の管理等

(1)当金庫は、自動機器の操作の際に使用されたカードが、当金庫が代表者に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。

当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

(2)カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は法人または代表者の電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに代表者から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3)カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出書を当金庫に提出してください。

9. 偽造カード等による払戻し

カードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行は責任を負いません。ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当金庫が確認できた場合の当金庫の責任については、この限りではありません。

10. 盗難カードによる払戻し

カードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当金庫、提携金庫およびゆうちょ銀行は責任を負いません。

11. カードの紛失、届出事項の変更等

カードを紛失した場合または法人名、代表者名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに代表者から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

12. カードの再発行等

- (1)カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2)カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

13. 自動機器への誤入力等

- (1)自動機器の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行の自動機器を使用した場合の提携金庫、ゆうちょ銀行またはローソン銀行の責任についても同様とします。
- (2)カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票または払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

14. 手数料

- (1)自動機器を使用して預入れ、払戻しをした場合、当金庫、提携金庫、ゆうちょ銀行およびローソン銀行所定の手数をいただきます。なお、当該手数料は、預入れ、払戻し時に通帳および払戻請求書なしでその預金口座から自動的に引き落とします。
- (2)自動機器を利用しての払込依頼をした場合、当金庫所定の振込手数料をいただきます。なお、当該手数料は、振込資金の預金口座引落とし時に通帳および払戻請求書なしでその預金口座から自動的に引き落とします。

15. 解約、カードの利用停止

- (1)預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却して

ください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

(2)カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください

(3)次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の代表者確認書類の提示を受け、当金庫が代表者であることを確認できたときに停止を解除します。

①第16条に定める規定に違反した場合

②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

16. 譲渡、質入れ等の禁止

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

17. 規定の適用

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定および振込規定により取扱います。

18. 規定の変更等

(1)本規定は民法548条の2第1項に定める定型約款に該当するため、当金庫は本取引の内容、料率、手数料、利用時間や限度額等の取引条件について、同法548条の4の規定により、次の場合に本規定の条項を変更できるものとします。

①お客様の一般の利益に適合する場合

②前号の場合を除き、法令、経済情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合

(2)前項によりこの規定の条項を変更する場合には、この規定を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、店頭掲示および当金庫のホームページに掲載します。

(3)前項に定める変更の効力発生時期は、店頭掲示および当金庫のホームページの掲載によりお客様が変更を周知するのに必要と判断される期間を経過した後の時期を定めるものとします。

以上